

毎月第3金曜日に、無料相談会を開催しています！！
予約制になっておりますので、事前にお電話にて
ご予約下さい♪

☎ 03-5429-1096

相続法務グループ

～あなたと大事な人のための 無料相談会

毎月第3金曜日(予約制)

①9:30～②11:00～③14:30～④16:00～

※上記以外の日程については、ご相談下さい



お困りごことはありませんか？

- ・遺言書作成
- ・おひとりさま相談
- ・相続の手続き
- ・不動産登記
- ・成年後見人
- ・民事信託
- ・老人ホーム探し

代表 門脇紀彦
司法書士 宅地建物取引士
相続のご相談を中心に、高齢者の後見
人や生前対策、老後のお住まいの相談も
承ってきました。不安を解消するお手伝
いをさせていただきます。



祖師ヶ谷大蔵特集 和菓子でつなぐ、まちと人

「やまと家」は1930年創業の祖師ヶ谷で和菓子を作り続けている老舗。ただの和菓子屋さんじゃありません！ご主人の太田博文さんは、東京和菓子組合の技術指導員、そして世田谷和菓子組合の技術部長も務めていたほどの腕前の持ち主。その卓越した技術は国内にとどまらず和菓子職人の日本代表として選ばれるほど。和菓子の魅力を広めるために地域の小中学校で和菓子教室を開いたり、被災地を訪れて復興支援を行ったりと、まさに「和菓子界のアンバサダー」。素材にもこだわったお店の看板商品「栗大名（324円税込）」は、大粒の栗を白あんと黄味あんで包んだ贅沢な逸品。「ウルトラまん」も大人気です。お子さまからお年寄りまで幅広い世代に親しまれています。



和心彩菓 やまと家

- 📍 祖師谷3-32-14
- ☎ 03-3483-1604
- 🕒 9:00～20:00
- 🏠 水曜、第二火曜



【定期購読について】

「のりのり通信」の定期購読をご希望の方は、右のQRコードを読み取り送信ください♪



編集後記

2026年立春号をお読みいただきありがとうございます。成年後見人については、かなりスキルアップしているのではないのでしょうか。まだまだ深いお話がございますので、次回も楽しみにして下さいね。ご意見、ご質問、記事についてのご感想などございましたら、ぜひお寄せください。お待ちしております。



[制作・編集担当 井本]

『のりのり通信を読んだよ!』というお客様にはエンディングノートを無料で進呈いたします！
事前に必ずお電話下さい

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3-4-7



のりのり通信



vol.01/2026

ライフエンディングサポート



わたしが週2回
情報発信しています!



代表司法書士 門脇紀彦

遺言書の作成率は3.5% !?

日本財団の2023年に実施した「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査」によると、60～79歳ですでに遺言書を作成している人は3.5%（公正証書遺言が1.5%、自筆証書遺言が2.0%）にとどまり、近いうちに作成するつもりがある人は12.2%いるそうです。一方、欧米では30～50%の人が作成していると言われており、日本はまだまだ少ないですね。

遺言書を作ろうとしても、「どう作ったらいいかわからない」という方が大半かもしれません。でも今はネットで調べたら作り方は簡単に分かるのですが、やっぱり自分の死について考えることに抵抗がある人が多いからなのではないでしょうか。

遺言書の実務的なメリットと一緒に、気持ちの安心感もお伝えしたい思い、「ライフエンディングサポート」という公式LINEアカウントを作ってみました。エンディングノートや後見のことも発信しております。ぜひ登録してみてください(^^) 

おひとり身の方のサポート

身寄りのない方の生前から亡くなるまでのサポートの依頼が増えています。社会的にも単身の高齢者が増えている事もあり、身元保証会社が乱立したり、市区町村もその対策を練ったりしています。当事務所でもいち早く「おひとり様の安心サポートサービス」を始めていて、「不安」から「安心」に変わったという方が増えています。

当事務所が行なっているのは、次のとおりです。

- ・死後事務委任契約の設計・受任（葬儀・納骨・遺品整理など）
- ・遺言書作成の支援（公正証書遺言・自筆証書遺言）
- ・任意後見契約の設計（必要な場合）
- ・医療に関する事前指示書（リビングウィル）の作成支援
- ・介護現場を担う支援者さんとの連携
- ・死後の法的手続きの完結（相続登記、名義整理、清算手続など）



当事務所のできることでないこと

詳しくはホームページをご覧になるか、直接ご相談いただければと思います。身元保証や医療同意のことまで、お困りのことはほとんど網羅できるようになっています。長い時間を歩まれた方々が、人生の最終局面を迎えられる時に、不安に駆られる日となるべく過ごしてほしくないと思っています。

ご不安な方がいらっしゃれば、是非お声かけください。

このコーナーは、世田谷区祖師谷で1,500件以上の相続のお手伝いをしてきた、「司法書士法人相続法務」の司法書士・門脇紀彦が、わかりにくい相続にまつわるご相談をわかりやすく、Q&A会話方式でご説明しながらお答えするコーナーです。皆様からのご質問やご感想をお待ちしております。



のりのり先生



のりのり先生

A アパートは、基本的に投資物件として扱われます。たとえば5,000万円かけてアパートを建てて収益を得ようとするのは、投資行為とみなされるんです。この場合、その投資が確実に回収できる保証がないので、家庭裁判所としては原則ノーです。投資信託や株式の購入も一切認められないのと同じように、アパートの建て替えも基本的には難しいと思います。本当に建物が老朽化して安全面に問題があるなど、やむを得ない事情がある場合には、「取り壊したらどうですか?」ってなるケースが多いようです。

Q ——取り壊しにもきっとお金がかかると思うんですが、それは問題ないんですか?



どう子

成年後見制度について ~応用編③~

Q ——先生、前回に引き続き「後見人をつけるできないこと」について教えて下さい!



どう子



のりのり先生

A 勿論です! 成年後見人が就いた後に出来なくなることで、「自宅の建て替え」があります。

Q ——自宅の建て替えができないんですか?



どう子



のりのり先生

A はい。生活に必要な最低限の自宅の建て替えはできます。ただ、ゴージャスには建て替えられません。なぜならゴージャスなお家は本人1人のためには必要とは言えないので。また、家族みんなが住めるような大きな家を作る場合、それは家族のための家になってしまうので、本人のための支出とは判断されないため、基本的にはできないんです。

Q ——すぐひねくれたことを言うと思うんですが、「ご本人が精神的に安定して生活を送るために大きな家が必要なんです」という場合はどうなのでしょう?



どう子



のりのり先生

A そうですね。最終的には家庭裁判所の判断になってしまうので、申し立ててみないと分かりません。今までそういうケースは扱ったことがないんですが、家庭裁判所が「その理由なら認められる」と判断すれば、支出が許可される可能性はありますが、「そんな大きな家は必要ない」と判断されれば却下されることになります。また、アパートの建て替えについても、基本的には認められにくいのが現状です。

Q ——自宅以外の不動産も難しいんですか?



どう子



のりのり先生

A その場合にも、取り壊しの必要性を示す具体的な理由が必要で、例えば『建物が老朽化して今にも崩れそうで、隣家に被害を及ぼすおそれがある』だとか、「すでに空き家となっていて、このまま放置すると不審者が侵入して火災などの危険がある」とか、そういう事情があれば「取り壊してください。ただし、必要最低限の経費で行ってくださいね」という判断が下されることにはなります。

Q ——なるほど。



どう子



のりのり先生

A それから、よくあるご相談のひとつに、おじいちゃんやおばあちゃんが所有していた土地の一部に、お子さんやお孫さんが家を建てたいというケースがあります。敷地に余裕があるため、その一部を利用して新たに住宅を建てたいというご希望ですね。

Q ——よくありそうなケースですね。



どう子



のりのり先生

A はい。よくあるご相談ですね。これも基本的には認められないケースが多いです。その土地を無償で貸すことになると、『本人の利益にならない』と判断されてしまうからです。さらに、通常は家を建てる際に住宅ローンを組みますが、その際には建物や土地に担保を設定する必要があります。もしローンの返済が滞った場合、担保となった土地が差し押さえられる可能性があり、これは本人にとって大きな不利益となります。つまり、担保設定そのものが原則として認められないため、その土地に家を建てる場合は、ローンを組まない方法を検討するか、あるいは家を建てた方が地代を支払うなど、本人に利益がある契約内容にすることで、認められる可能性が出てきます。

Q ——いろいろ条件が整わない限りは難しいということですね... アパート経営されているケースなども、次回教えて下さい!



どう子

